

このような方は、ぜひ受講ください。
多くの卒業生が開業しています。

自分で事業を行いたい方
飲食店、サロンを開きたい方
自分のお店を持ちたい方
商品を持ちたい方など

あなたの夢をカタチに・・・

特定創業支援事業

実践創業塾

第6期 塾生募集!!

自分の
技術を活かして
念願のサロン
をオープン
することが
できました!!

今まで培って
きたものづくりの
経験と知識を活かして、
事業を立ち上げる
ことができました。

土曜開催で参加しやすい♪

開催日：令和元年 6月1日(土)・15日(土)・29日(土)・7月13日(土)

13:30-17:30(1日目・4日目 ~18:30まで) ※筆記用具持参

場 所：三田市商工会館 会議室(三田市天神1-5-33)
参加条件：三田市内で創業・起業される予定の方、創業後5年未満の方等
お申込み：三田市商工会ホームページ掲載の申込書またはウラ面の申込書に必要
事項を記入して、三田市商工会にFAXまたはメールをお願い致します。

優遇
制度

特定創業支援事業を受けた創業希望者のメリット

全4日間

定員 20名

参加費 3,500円(税込) [全4回分]

交流会・カフェの参加費含む

商工会(認定連携創業支援事業者)が実施する『経営』『財務』『人材育成』『販路開拓』の4分野全ての特定創業支援事業を受けた創業希望者には市が証明書を発行します。証明書の交付を受けることにより下記の支援を受けることができます。

- (1) 市内で株式会社等を設立する場合の登録免許税が軽減。
[株式会社設立の場合] 資本金の0.7% → 0.35% 最低税額 15万円 → 7.5万円
- (2) 創業関連保証の特例が、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。(通常は2ヶ月前)
- (3) 日本政策金融公庫の融資制度である「新創業融資制度」の自己資金要件を満たす人として利用できます。
- (4) 日本政策金融公庫が実施する「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することが可能です。
- (5) 三田市空き店舗リニューアル創業支援補助金制度利用の要件の1つを満たします。

※詳しくはお問い合わせください。

詳しいカリキュラム、お申込みはウラ面をご覧ください

[開催場所へのアクセス]

お問合せ
お申込み先



三田市商工会

〒669-1531
兵庫県
三田市天神1-5-33

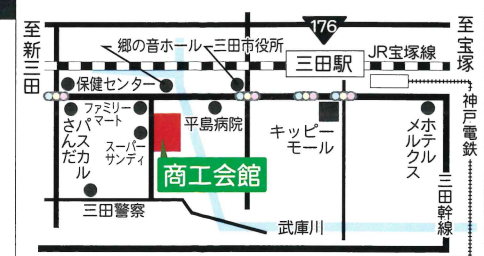
TEL 079-563-4455

E-Mail kobayashi@sanda.or.jp

FAX 079-563-6675

担当/小林

主催/三田市商工会 共催/三田市、日本政策金融公庫、池田泉州銀行、但馬銀行



※お車で越越しの方は郷の音ホール駐車場をご利用ください。